

(新)家電リサイクル推進事業費

132百万円( 0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 1. 事業の概要

家電リサイクル法は、本年4月に施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、本年6月に、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部に「家電リサイクル制度評価検討小委員会」を設置し、見直しに向けた審議を行っている。

本事業は、改正家電リサイクル法の円滑な施行のために普及・啓発を行うとともに、法の施行状況に係る実態調査等を実施するものである。

## 2. 事業計画

改正家電リサイクル法の円滑な施行のための普及・啓発(平成19年度～)

- ・改正家電リサイクル法の消費者への周知徹底の推進
- ・優良事業者等の表彰制度の検討 等

家電リサイクル法施行状況調査(平成19年度～)

- ・廃家電4品目の新製品の動向、組成変化、中古家電の輸出状況、離島での処理状況調査
- ・ブラウン管テレビの廃棄状況調査(2011年の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、今後廃棄台数の増加が予想される) 等

改正家電リサイクル法に係る政省令改正等のための法施行状況実態調査(平成19年度)

- ・家電(4品目以外)に係る実態調査(品目、組成、中古品の輸出状況等)

## 3. 施策の効果

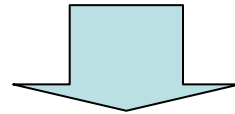
改正家電リサイクル法の周知徹底により消費者の意識が向上することで、廃家電の適正なりサイクルが一層促進されることが期待できる。

法の施行状況の実態調査を行うことにより、平成19年度に予定している関係政省令改正を円滑に行うことができる。

## 【家電リサイクル法の見直し】

(新)家電リサイクル推進事業費 132,397千円

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、今年、施行後5年を経過し、見直しの時期が到来したことから、平成18年度に所要の法改正を実施



平成19年度において、

改正法の円滑な施行のために消費者等に対し、広く制度の周知を行い、廃家電の適正なりサイクルを促進

現行法の対象品目について、廃棄状況等の実態調査を実施

平成19年度に予定している政省令改正のために、現行法の対象品目以外の廃家電に係る廃棄状況の実態調査を実施